

「外国PEPs」についてのご説明

外国の政府等において重要な公的職位にある（またはあった）お客さまおよびそのご家族にあたるお客さま等を「犯罪による収益の移転の防止に関する法律」では「外国PEPs」といい、お取引の際は、ご本人確認資料の提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

詳しくは、窓口までお問い合わせください。

外国の政府等における重要な公的職位にあるまたはあったお客さまとは

1. 以下のいずれかの公的地位についている場合、および過去にその地位についておられた場合が、該当になります。

☐ 国家元首
☐ 我が国における内閣総理大臣、その他の国务大臣および副大臣に相当する職
☐ 我が国における衆議院議長・衆議院副議長、参議院議長・参議院副議長に相当する職
☐ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
☐ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
☐ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
☐ 中央銀行の役員
☐ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる方の親族の方も該当となります。

親族の範囲は、「配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに配偶者（事実婚を含む）の父母および子」となります。

